

社会福祉審議会委員募集要項

1 趣旨

岩手県社会福祉審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法及び岩手県社会福祉審議会条例に基づいて設置している機関です。

当審議会では、民意の反映と県民参画機会の確保を図ることを目的に、委員の一部を県民から公募します。

2 公募委員数

1人

3 業務内容

岩手県社会福祉審議会に出席し、社会福祉に関する事項について、意見を述べ審議すること。

4 任期（予定）

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで（3年間）

5 報酬等

岩手県社会福祉審議会に出席した際、県の規定による報酬及び旅費を支給します。

6 応募できる方

次のすべてに該当する方。ただし、公務員及び社会福祉事業等に従事している方は除きます。

- (1) 県内に住所を有する満20歳以上（令和4年4月1日現在）の方
- (2) 盛岡市内で開催する審議会に、年1回から数回程度出席できる方

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 別紙「応募申込書」（同内容の記載があれば、様式は問いません。）

イ 「作文」（応募の動機と社会福祉施策に関する考えを800字程度で記載したもの。様式は問いません。）

(2) 募集期間

令和4年12月21日（水）から令和5年1月18日（水）まで

(3) 提出方法及び提出先

郵送、ファクシミリ、電子メールまたは直接持参のいずれかの方法で、県庁保健福祉企画室あて提出してください。

住 所	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県保健福祉部保健福祉企画室（企画担当）
電 話 番 号	019-629-5412
F A X 番 号	019-629-5419
電子メールアドレス	FA0035@pref.iwate.jp

8 選考及び結果通知

岩手県保健福祉部内に設置する公募委員等選考委員会で審査のうえ、決定します。
選考結果については、各応募者へ通知します。

9 問合せ先

岩手県保健福祉部保健福祉企画室（電話 019-629-5412）